

令和9年 *月 *日

- 1 111-1111
高松市高松町高松1234番地1
- 2 高松ハイツ101号室
- 3 高松 太郎 様
- 4 

児童手当の算定対象者※に係る申請について（お知らせ）

このお知らせは、令和8年2月27日時点において、高松市から児童手当を受給されている方で、下記 ア 及び イ の両方を満たしている方に、令和8年度から児童手当の第3子加算を受けるための
手続を案内するものです。

- イ 平成16年4月2日以降に生まれた子を3人以上養育している。

※ 児童手当では、18歳到達後の最初の3月31日を経過した後から22歳到達後の最初の3月31日までの子について、監護相当及び生計費の負担の要件を満たしている場合は、「算定対象者」として、児童手当を支給する際の「第何子」にカウントすることができ、第3子以降の支給額が加算されます。

- ★ 高校3年生相当の子（令和8年3月31日に18歳到達後の最初の3月31日を迎える子）について、令和8年4月1日以降に「算定対象者」としてカウントするためには、**下記のとおり書類の提出が必要です。**
- ★ **申請期限を過ぎた場合や書類の提出がなかった場合は、令和8年4月分から第3子加算を受けられなくなるため、御注意ください。**

申請書類 〔①・②ともに 提出必須〕	① 児童手当 額改定認定請求書（ホームページからもダウンロードできます。） ② 監護相当・生計費の負担についての確認書（ホームページからもダウンロードできます。） ・記入見本を参考に<u>令和8年4月1日時点の状況</u>（見込みでも可）を記入してください。 ※ただし、見込みで記入した内容から変更の生じた場合は、提出し直しが必要となりますので、御注意ください。（4月1日時点の状況が確定してからの提出をお勧めします。） ・進学等に伴い転出手続を予定されている場合は、なるべく<u>転出後に提出</u>をお願いします。なお、<u>転出日が4月2日以降の場合、4月1日時点のものと転出日時点のもの2部を提出</u>いただきます。（②のみ） ・②には、算定対象者全員のマイナンバーの記入が必要です。 ・子の記入欄や申請用紙が足りない場合は、申請書類をコピーしていただき、2枚目以降に続けて記入いただくか、こども家庭課まで御連絡ください。 ・審査の過程で別途書類の提出を求めることがあります。
申請期限	令和8年3月16日（月）～ <u>令和8年4月16日（木）</u>まで（郵送の場合は必着） ・郵送で提出の場合、こども家庭課に到着した日が申請日となります。 ※申請期限を過ぎた場合、申請日の翌月分から第3子加算が適用されます。

裏面に続きます

申請可能な窓口	高松市役所6階 こども家庭課（平日8:30～17:00） 各総合センター・各支所（平日8:30～17:00） 市民サービスセンター（瓦町FLAG8階）（平日10:00～20:00、土・日・祝日10:00～18:30） ・窓口が混み合う時期で長時間お待たせすることが予想されるため、同封の返信用封筒を利用いただき、郵送での申請をお勧めします。 ・窓口で申請する場合は、時間に余裕を持ってお越しください。 ※出張所（コミュニティセンター）では申請できません。
適用予定日	○申請期限までに申請が完了したもの →令和8年4月分（令和8年6月定期支給）から第3子加算を適用して支給 ○申請期限を過ぎて申請が完了したもの →申請日の翌月分から第3子加算を適用して支給 ・申請時に不備書類があった場合等、支給が遅れることがあります。 ・申請が完了したものは5月以降に第3子加算を反映した「額改定通知書」を送付します。 ※ただし、<u>申請の有無に関わらず</u>、お子様の18歳年度末到達に伴う、令和8年4月減額の「額改定通知書」が先（4月中）に送付されますので、御注意ください。
その他のお知らせ	・4月2日以降に監護相当及び生計費の負担の状況、算定対象者の職業や卒業予定時期等、申請内容が変更となった場合は、その都度「監護相当・生計費の負担についての確認書」を御提出ください。 ・算定対象者が「学生」以外の場合は、毎年6月に「現況届」を送付しますので、提出をお願いします。 ・申請したかどうかの個別のお問い合わせについては、回答にお時間を要しますので、予め御承ください。

Q 児童手当の第3子加算とは？

A 児童手当の支給額が第3子以降、増額となります。（児童1人当たり月額）

	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生年代	10,000円	

- ・「第何子」のカウントは、「出生から22歳到達後の最初の3月31日まで」の方が対象です。
- ・児童手当の支給対象は高校生年代以下です。「第何子」に数えるだけの算定対象者（大学生相当の年代の方）は、自動的に加算されないため、申請が必要です。ただし、お子様の監護相当及び生計費の負担のいずれかがない場合、算定対象者に含めることはできません。
- ・お子様が児童福祉施設等に入所している場合や里親等に委託されている場合は対象となりません。

最新の情報は、高松市ホームページで御確認ください。

各種申請書は、ホームページからダウンロードできます。



その他、御不明な点がございましたら、高松市役所こども家庭課までお問い合わせください。

問合せ・郵送提出先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所 こども家庭課（6階26番窓口）
TEL：087-839-2353（平日8:30～17:00）

令和9年 *月 *日

- 1 111-1111
2 高松市高松町高松1234番地1
高松ハイツ101号室
3 高松 太郎 様
4 

児童手当の算定対象者※に係る申請について（お知らせ）

このお知らせは、令和8年2月27日時点において、高松市から児童手当を受給されている方で、下記 ア 及び イ の両方を満たしている方に、令和8年度から児童手当の第3子加算を受けるための手続を案内するものです。

ア 算定対象者のうち、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた子を養育しており、当該子の「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出している。

イ 「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出している算定対象者の中に、「令和8年3月31日までに卒業予定」の方（短期大学、専門学校等の学生）がいる。

※ 児童手当では、18歳到達後の最初の3月31日を経過した後から22歳到達後の最初の3月31日までの子について、監護相当及び生計費の負担の要件を満たしている場合は、「算定対象者」として、児童手当を支給する際の「第何子」にカウントすることができ、第3子以降の支給額が加算されます。

- ★ 算定対象者の中に、令和8年3月31日までに卒業予定の子がいる場合、令和8年4月1日以降に引き続き「算定対象者」としてカウントするためには、下記のとおり書類の提出が必要です。
- ★ 申請期限を過ぎた場合や書類の提出がなかった場合は、令和8年4月分から第3子加算を受けられなくなるため、御注意ください。

申請書類 〔①・②ともに 提出必須〕	① 児童手当 額改定認定請求書（ホームページからもダウンロードできます。） ② 監護相当・生計費の負担についての確認書（ホームページからもダウンロードできます。） ・記入見本を参考に<u>令和8年4月1日時点の状況</u>（見込みでも可）を記入してください。 ※ただし、見込みで記入した内容から変更の生じた場合は、<u>提出し直しが必要となります</u>ので、御注意ください。（4月1日時点の状況が確定してからの提出をお勧めします。） ・進学等に伴い転出手続を予定されている場合は、なるべく<u>転出後に提出</u>をお願いします。なお、<u>転出日が4月2日以降の場合、4月1日時点のものと転出日時点のものとの2部を提出いただきます。（②のみ）</u> ・②には、算定対象者<u>全員のマイナンバーの記入</u>が必要です。 ・子の記入欄や申請用紙が足りない場合は、申請書類をコピーしていただき、2枚目以降に続けて記入いただくか、こども家庭課まで御連絡ください。 ・審査の過程で別途書類の提出を求めることがあります。
申請期限	<u>令和8年3月16日（月）～ 令和8年4月16日（木）まで</u>（郵送の場合は必着） ・郵送で提出の場合、<u>こども家庭課に到着した日</u>が申請日となります。 ※申請期限を過ぎた場合、申請日の翌月分から第3子加算が適用されます。

裏面に続きます

申請可能な窓口	高松市役所6階 こども家庭課（平日8:30～17:00） 各総合センター・各支所（平日8:30～17:00） 市民サービスセンター（瓦町FLAG8階）（平日10:00～20:00、土・日・祝日10:00～18:30） ・窓口が混み合う時期で長時間お待たせすることが予想されるため、同封の返信用封筒を利用いただき、郵送での申請をお勧めします。 ・窓口で申請する場合は、時間に余裕を持ってお越しください。 ※出張所（コミュニティセンター）では申請できません。
適用予定日	○申請期限までに申請が完了したもの →令和8年4月分（令和8年6月定期支給）から第3子加算を適用して支給 ○申請期限を過ぎて申請が完了したもの →申請日の翌月分から第3子加算を適用して支給 ・申請時に不備書類があった場合等、支給が遅れることがあります。 ・申請が完了したものは5月以降に第3子加算を反映した「額改定通知書」を送付します。 ※ただし、申請の有無に関わらず、算定対象者だったお子様の学生卒業に伴う、令和8年4月減額の「額改定通知書」が先（4月中）に送付されますので、御注意ください。
その他のお知らせ	・4月2日以降に監護相当及び生計費の負担の状況、算定対象者の職業や卒業予定時期等、申請内容が変更となった場合は、その都度「監護相当・生計費の負担についての確認書」を御提出ください。 ・算定対象者が「学生」以外の場合は、毎年6月に「現況届」を送付しますので、提出をお願いします。 ・申請したかどうかの個別のお問い合わせについては、回答にお時間を要しますので、予め御了承ください。

Q 児童手当の第3子加算とは？

A 児童手当の支給額が第3子以降、増額となります。（児童1人当たり月額）

	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000 円	30,000 円
3歳以上～高校生年代	10,000 円	

- ・「第何子」のカウントは、「出生から22歳到達後の最初の3月31日まで」の方が対象です。
- ・児童手当の支給対象は高校生年代以下です。「第何子」に数えるだけの算定対象者（大学生相当の年代の方）は、自動的に加算されないため、申請が必要です。ただし、お子様の監護相当及び生計費の負担のいずれがない場合、算定対象者に含めることはできません。
- ・お子様が児童福祉施設等に入所している場合や里親等に委託されている場合は対象となりません。

最新の情報は、高松市ホームページで御確認ください。

各種申請書は、ホームページからダウンロードできます。



その他、御不明な点がございましたら、高松市役所こども家庭課までお問い合わせください。

問合せ・郵送提出先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所 こども家庭課（6階26番窓口）
TEL：087-839-2353（平日8:30～17:00）